

国立研究開発法人国立環境研究所役員報酬規程

平成 13 年 4 月 1 日	平 13 規程第 4 号	平成 14 年 12 月 1 日	一部改正
平成 15 年 11 月 1 日	一部改正	平成 17 年 11 月 15 日	一部改正
平成 18 年 4 月 1 日	一部改正	平成 21 年 7 月 1 日	一部改正
平成 21 年 12 月 4 日	一部改正	平成 22 年 12 月 3 日	一部改正
平成 24 年 3 月 30 日	一部改正	平成 27 年 3 月 13 日	一部改正
平成 28 年 2 月 1 日	一部改正	令和 2 年 1 月 27 日	一部改正
令和 2 年 12 月 9 日	一部改正	令和 4 年 6 月 24 日	一部改正
令和 6 年 1 月 29 日	一部改正	令和 6 年 12 月 26 日	一部改正
		令和 7 年 2 月 26 日	一部改正

(目的)

第 1 条 この規程は、国立研究開発法人国立環境研究所（以下「研究所」という。）の理事長、理事及び監事（以下「役員」という。）の給与の支給について定めることを目的とする。

(給与の種類)

第 2 条 役員の給与は、常勤の役員については、俸給、特別調整手当、通勤手当、期末手当及び業績手当とし、非常勤の役員については、俸給及び通勤手当とする。

(給与の支給)

第 3 条 役員の給与は、その全額を通貨で、直接役員に支払うものとする。ただし、法令に基づき役員の給与から控除すべき金額がある場合には、その役員に支払うべき給与の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

2 役員が給与の全部または一部につき自己の預金への振込を申し出た場合は、その方法によって支払うことができる。

(給与の支給定日)

第 4 条 常勤役員の俸給、特別調整手当、通勤手当は、その月の月額的全額を毎月 16 日に、非常勤役員の俸給、通勤手当はその月の分を翌月 16 日に支給する。ただし、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる日を支給定日とする。

- 一 支給定日が日曜日に当たるとき 支給定日の翌日（その日が職員就業規則（平 18 規程第 2 号）第 22 条に規定する所定休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日後において、その日に最も近い休日でない日）
- 二 支給定日が土曜日に当たるとき 支給定日の前日（その日が休日に当たるときは、その日後において、その日に最も近い休日でない日）
- 三 支給定日が休日（前 2 号を除く。）に当たるとき 支給定日の翌日（その日が休日に当たるときは、その日後において、その日に最も近い休日でない日）

2 期末手当、業績手当は、6 月 30 日及び 12 月 10 日に支給する。ただし、支給定日が日曜日に当たるときは、支給定日の前々日に、支給定日が土曜日に当たるときは、支給定

日の前日に支給する。

(俸給)

第5条 常勤役員の俸給月額、次のとおりとする。

理事長 908,000 円

理事 829,000 円

2 非常勤役員の俸給日額は、次のとおりとする。

監事 37,000 円

(特別調整手当)

第6条 特別調整手当は、国立研究開発法人国立環境研究所職員給与規程（平18規程第10号。以下「職員給与規程」という。）第23条及び第24条の規定に準じて支給する。

(通勤手当)

第7条 通勤手当は、職員給与規程第32条から第43条までの規定に準じて支給する。

(期末手当)

第8条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する常勤の役員に対して支給する。これらの基準日前1月以内に退職し又は死亡した常勤の役員（職員給与規程第52条第1項第2号に該当することとなった役員を除く。）についても、同様とする。

2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した常勤の役員にあっては、退職し又は死亡した日現在）において当該役員が受けるべき俸給及び特別調整手当の月額並びに俸給の月額に100分の25を乗じて得た額並びに俸給及び特別調整手当の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額（以下「期末手当基礎額」という。）に、6月及び12月に支給する場合においては100分の66.25を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

一 6箇月 100分の100

二 5箇月以上6箇月未満 100分の80

三 3箇月以上5箇月未満 100分の60

四 3箇月未満 100分の30

3 前項の在職期間には、基準日以前6箇月以内の期間において、職員給与規程第52条第7項各号に定める者が人事交流その他により引き続き役員となった場合に、その期間内においてそれらの者として在職した期間を役員としての在職期間とみなして、同項の規定を準用して算入する。

(業績手当)

第9条 業績手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する常勤の役員に、環境大臣の研究所に対する業績評価の結果を勘案し、その者の勤務成績に応じて支給する。これらの基準日前1月以内に退職し又は死亡した常勤の役員（職員給与規程第52条第1項第2号に該当することとなった役員を除く。）についても、同様とする。

2 業績手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した常勤の役員にあっては、退職し又は死亡した日現在）において当該役員が受けるべき俸給及び特別調整手当の月額並びに俸給の月額に 100 分の 25 を乗じて得た額並びに俸給及び特別調整手当の月額に 100 分の 20 を乗じて得た額の合計額に、その者の勤務成績に応じて別に定める割合及び基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- 一 6 箇月 100 分の 100
- 二 5 箇月 15 日以上 6 箇月未満 100 分の 95
- 三 5 箇月以上 5 箇月 15 日未満 100 分の 90
- 四 4 箇月 15 日以上 5 箇月未満 100 分の 80
- 五 4 箇月以上 4 箇月 15 日未満 100 分の 70
- 六 3 箇月 15 日以上 4 箇月未満 100 分の 60
- 七 3 箇月以上 3 箇月 15 日未満 100 分の 50
- 八 2 箇月 15 日以上 3 箇月未満 100 分の 40
- 九 2 箇月以上 2 箇月 15 日未満 100 分の 30
- 十 1 箇月 15 日以上 2 箇月未満 100 分の 20
- 十一 1 箇月以上 1 箇月 15 日未満 100 分の 15
- 十二 15 日以上 1 箇月未満 100 分の 10
- 十三 1 日以上 15 日未満 100 分の 5
- 十四 零 零

3 前項の在職期間には、基準日以前 6 箇月以内の期間において、職員給与規程第 52 条第 7 項各号に定める者が人事交流その他により引き続き役員となった場合に、その期間内においてそれらの者として在職した期間を役員としての在職期間とみなして、同項の規定を準用して算入する。

(月の途中で就任又は退職した場合の給与)

第 10 条 月の初日以外の日において新たに就任した常勤役員の就任当月分の給与（俸給及び特別調整手当をいう。以下同じ。）及び月の末日以外の日において退職した常勤役員に退職当月分の給与を支給する場合は、その月の現日数から勤務を要しない日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(端数の処理)

第 11 条 この規程により計算した金額に 1 円未満の端数が生じたときは、これを 1 円に切り上げるものとする。

(実施に必要な事項)

第 12 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成 13 年 4 月 1 日から適用する。

改正附則（平成 14 年 12 月 1 日）

- 1 この改正は、平成 14 年 12 月 1 日から施行する。ただし、第 4 条及び第 8 条の改正は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 14 年 12 月に支給する期末特別手当については、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成 14 年法律第 106 号）附則第 5 項の規定を準用し、平成 15 年 6 月に支給する期末特別手当については、同法附則第 7 項の規定を準用する。

改正附則（平成 15 年 11 月 1 日）

- 1 この改正は、平成 15 年 11 月 1 日から施行する。ただし、改正附則第 3 項の規定は平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 15 年 12 月に支給する期末特別手当については、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成 15 年法律第 141 号。以下「改正法」という。）附則第 5 項の規定を準用する。
- 3 第 6 条の規定の適用については、改正法附則第 7 項の規定を準用する。

改正附則（平成 17 年 11 月 15 日）

- 1 この改正は、平成 17 年 12 月 1 日から施行する。
- 2 平成 17 年 12 月に支給する期末特別手当については、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 113 号）附則第 5 項第 1 項の規定を準用する。

改正附則（平成 18 年 4 月 1 日）

- 1 この改正は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この改正の施行日の前日から引き続き同一の役職にある役員にあっては、この改正により第 5 条第 1 項に規定するその者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給の月額に達しないこととなる役員には、当分の間、俸給月額のほか、その差額に相当する額を俸給として支給する。
- 3 人事交流その他により施行日以降に新たに役員となった者であって、選任の事情等を考慮して前項の規定による俸給を支給される役員との権衡上必要であると認められるときは、当該役員には、前項の規定に準じて俸給を支給することができる。
- 4 前 2 項の規定により俸給を支給される役員に係るこの規程の第 6 条及び第 8 条の規定においては、「俸給」を「俸給にこの規程の附則第 2 項又は第 3 項に規定する差額に相当する額を加算した額」と読み替えて適用する。
- 5 独立行政法人国立環境研究所役員退職手当規程（平 18 規程第 12 号）に規定する俸給月額には、第 2 項又は第 3 項の規定により支給される差額は含まないものとする。

改正附則（平成 21 年 7 月 1 日）

- 1 この規程は、公布の日から施行し、平成 21 年 6 月 1 日から適用する。
- 2 改正附則（平成 18 年 4 月 1 日）第 2 項、第 3 項の規定により俸給を支給される役員に係るこの規程の第 9 条の規定においては、「俸給」を「俸給にこの規程の附則第 2 項又は第 3 項に規定する差額に相当する額を加算した額」と読み替えて適用する。

改正附則（平成 21 年 12 月 4 日）

- 1 この改正は、平成 21 年 12 月 1 日から施行する。
- 2 改正附則（平成 18 年 4 月 1 日）第 2 項中「俸給の月額に」を「俸給月額に 100 分の 99.68 を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に」に改める。
- 3 平成 21 年 12 月に支給する期末手当については、改正後の第 8 条第 2 項の規定にかかわらず、期末手当基礎額に 100 分の 80 を乗じて得た額から平成 21 年 4 月 1 日において受けるべき俸給及び特別調整手当の月額合計額に 100 分の 0.24 を乗じて得た額に 8 を乗じて得た額及び平成 21 年 6 月に支給された期末手当及び業績手当の合計額に 100 分の 0.24 を乗じて得た額を減じた額とする。

改正附則（平成 22 年 12 月 3 日）

- 1 この改正は、平成 22 年 12 月 1 日から施行する。
- 2 改正附則（平成 18 年 4 月 1 日）第 2 項中「俸給の月額に」を「俸給月額に 100 分の 99.44 を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に」に改める。
- 3 平成 22 年 12 月に支給する期末手当については、改正後の第 8 条第 2 項の規定にかかわらず、期末手当基礎額に 100 分の 75 を乗じて得た額から平成 22 年 4 月 1 日において受けるべき俸給及び特別調整手当の月額合計額に 100 分の 0.28 を乗じて得た額に 8 を乗じて得た額及び平成 22 年 6 月に支給された期末手当及び業績手当の合計額に 100 分の 0.28 を乗じて得た額を減じた額とする。

改正附則（平成 24 年 3 月 30 日）

- 1 この改正は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正附則（平成 18 年 4 月 1 日）第 2 項中「にあっては」の下に「、平成 26 年 3 月 31 日までの間」を加え、「俸給の月額に」を「俸給月額に 100 分の 98.94 を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に」に改める。
- 3 平成 24 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間（以下「特例期間」という。）においては、俸給月額（改正附則（平成 18 年 4 月 1 日）第 2 項による俸給を含む。）の支給に当たっては、俸給月額から、俸給月額に、100 分の 9.77 を乗じて得た額に相当する額を減ずる。
- 4 特例期間においては、次に掲げる給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。
 - 一 特別調整手当 当該役員の俸給月額に対する特別調整手当の月額に 100 の 9.77 を乗じて得た額
 - 二 期末手当 当該役員が受けるべき期末手当の額に、100 分の 9.77 を乗じて得た額
 - 三 業績手当 当該職員が受けるべき業績手当の額に、100 分の 9.77 を乗じて得た額
- 5 第 3 項及び第 4 項の規定により給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- 6 平成 24 年 6 月に支給する期末手当の額は、第 8 条第 2 項の規定にかかわらず、この規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給し

ない。

- 一 平成23年4月1日において受けるべき俸給、特別調整手当の合計額に100分の0.37を乗じて得た額に、同月から平成24年3月までの月数（役員として在職しなかった期間の属する月を除く。）を乗じて得た額
- 二 平成23年6月1日に支給された期末手当及び業績手当の合計額に100分の0.37を乗じて得た額並びに平成23年12月1日に支給された期末手当及び業績手当の合計額に100分の0.37を乗じて得た額

改正附則（平成27年3月13日）

- 1 この改正は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 平成27年4月1日（以下「切替日」という。）の前日から引き続き同一の役職にある役員で、この改正により第5条第1項に規定するその者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給の月額に達しないこととなる役員には、平成30年3月31日までの間、俸給月額のほか、その差額に相当する額を俸給として支給する。
- 3 前2項の規定により俸給を支給される役員に係るこの規程の第8条から第10条の規定においては、「俸給」を「俸給にこの規程の改正附則（平成27年3月13日）第2項に規定する差額に相当する額を加算した額」と読み替えて適用し、第6条において職員給与規程第23条及び第24条の規定に準じて支給する場合においては、「俸給」を「俸給に国立研究開発法人国立環境研究所役員報酬規程（規程第4号）改正附則（平成27年3月13日）第2項又規定する差額に相当する額を加算した額」と読み替えて支給する。

改正附則（平成28年2月1日）

- 1 改正の日から施行し、改正後の国立研究開発法人国立環境研究所役員報酬規程の規定は、平成27年4月1日から適用する。

改正附則（令和2年1月27日）

- 1 この改正は、令和2年4月1日から適用する。

改正附則（令和2年12月9日）

- 1 この改正は、令和3年4月1日から適用する。
- 2 令和2年12月における第8条第2項の規定については、同項中「67.5」とあるのは、「65」とする。

改正附則（令和4年6月24日）

- 1 改正の日から施行し、令和4年6月1日から適用する。
- 2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、改正後の規定により算定される期末手当の額から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、67.5分の10を乗じて得た額を減じた額とする。

改正附則（令和6年1月29日）

- 1 この規程は、改正の日から施行し、改正後の国立研究開発法人国立環境研究所役員報酬規程の規定は、改正後の第8条の規定を除き、令和5年4月1日から適用する。なお、改正により発生する俸給月額の差額等の支給日は、令和6年2月16日とする。

- 2 令和5年12月における第8条第2項の規定については、同項中「65」とあるのは「67.5」とする。

改正附則（令和6年12月26日）

- 1 この改正は、令和7年1月1日から施行する。

改正附則（令和7年2月26日）

- 1 この規程は、改正の日から施行し、改正後の国立研究開発法人国立環境研究所役員報酬規程の規定は、改正後の第8条の規定を除き、令和6年4月1日から適用する。なお、改正により発生する俸給月額の変更等の支給日は、令和7年3月17日とする。
- 2 令和6年12月における第8条第2項の規定については、同項中「66.25」とあるのは「67.5」とする。